

平成22年度に係る随時監査（地方機関等）の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成22年度に係る随時監査（地方機関等）の結果については、平成22年12月3日に議会、知事及び関係のある委員会に報告（平成22年12月17日付け北海道公報第2240号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

監査報告の内容	講じた措置
1 総則に係る事項	
<p>《指摘事項》</p> <p>収入に関する事務の専決権限については、道立学校事務専決代決規程により定められているが、専決権限を有しない者が、生産物品の売払決定を行っているものがあった。</p> <p>(音更高等学校)</p>	<p>収入に関する事務の決裁に当たっては、関係規程等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
2 支出に係る事項	
(1) 賃金	
<p>《指導事項》</p> <p>臨時職員の賃金支給において、自動車通勤に係る通勤手当の支給日額を誤ったため、過払いとなっているものがあった。</p>	<p>賃金の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過払額については、返納の処理をしました。</p>
(2) 需用費	
<p>《指導事項》</p> <p>電気料金の支払において、早取期限内の支払を行わなかったことにより、翌月分に遅収料金が加算されたため、不経済な支払となっているものがあった。</p>	<p>電気料金の支払に当たっては、支払期限の確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
3 財産に係る事項	
<p>《指摘事項》</p> <p>ア 劇物の管理においては、取扱責任者は薬品等の使用数量及び残量を正確に確認の上、受払簿に記入しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p> <p>さらに、長期にわたり現在量を把握することなく、月ごとに整理・確認したとしていた。</p> <p>(厚岸翔洋高等学校)</p>	<p>毒劇物の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、平成22年12月に、各道立学校長に対し、毒劇物の保管・管理及びそれに伴う事務処理方法等について改めて通知し、適正な管理の徹底を図りました。</p>

<p>イ 毒劇物の管理においては、取扱責任者は薬品等の使用数量及び残量を正確に確認の上、受払簿に記入しなければならないが、風袋込重量欄及び実重量欄の数量に記載誤りがあった。</p> <p>さらに、長期にわたり現在量を把握することなく、月ごとに整理・確認したとしていた。</p> <p>(浜頓別高等学校)</p>	
<p>《指導事項》</p> <p>劇物の管理においては、一般薬品等と区別して専用保管庫に保管し、当該保管庫に医薬用外劇物の表示を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>劇物の保管にあつては、関係法令等を遵守し、適切な管理に努めます。今回指導のあつた劇物については、既存の劇物専用保管庫に保管しました。</p>